

地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、横浜市は次の取り組みを行います。

〈取組内容〉

- ① 地域包括支援センターの相談時間を変更します（令和4年10月～）
- ② 夜間の施設利用（貸室申込・自主事業）がない日の夜間閉館を試行的に実施します。（令和5年4月～）

① 地域包括支援センターの相談時間の変更（令和4年10月～）

地域包括支援センターの相談時間を、次のとおり変更します。（相談電話の転送切替時間の前倒し）

現在（令和4年9月まで）月～土曜日：9時～21時（※1） 日・祝：9時～17時

21時～翌日9時（日・祝は17時～翌9時） 特別養護老人ホーム若竹苑へ相談電話転送

※1 現在コロナ対応により、17時～21時は法人内電話転送等の対応可としています。【暫定運用】

変更後（令和4年10月から）月～土曜日：9時～18時（※2） 日・祝：9時～17時

※2 18時から翌9時までの時間帯は、地域ケアプラザの相談電話を、看護師等が対応するコールセンターに転送できるようにし、夜間の相談体制を確保します。

この変更により、日中の時間帯の職員体制が強化されることで、増加する高齢者の相談の適切・迅速な対応（複数職員による対応等）や、地域の自治会町内会、民生児童委員、医療・福祉施設・事業所等との連携強化等、地域支援の充実を図ります。

② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施（令和5年4月～）

夜間の施設利用（貸室申込・自主事業）がない日の夜間閉館を試行的に実施します。

現在（令和5年3月まで）月～土曜日：9時～21時（※1） 日・祝：9時～17時

※1 現在コロナ対応により、夜間利用がない場合、18時閉館可としています【暫定運用】

全市的に夜間の貸館利用について、約半数の地域ケアプラザが週2回未満にとどまっています。当ケアプラザは立地条件もあり、昨年度の夜間利用率 3.2%と低く、閉める日が多くなりそうです。この変更によりその分、日中に職員を配置することで、日中の相談対応等の充実を図ります。また、OJTによる職員の育成促進や介護・育児中の専門職等の職員確保・定着に繋がると考えます。

【お問い合わせ先】

新吉田地域ケアプラザ

所長 津國久美子

☎045-592-2151

